

目次

燃やすごみ
(P2・3)

生ごみ
(P4・5)

燃やさないごみ
(P6・7)

粗大ごみ
(P8・9)

プラスチック容器
包装材(P10・11)

びん・缶・ペットボトル
(P12・13)

新聞、雑誌・チラシ、
段ボール(P14・15)

枝葉・草
(P16・17)

危険物
(P18・19)

町では収集処理できないもの
(P20・21)

事業系廃棄物の出し方
(P22・23)

助成制度
(P24)

処理施設への持ち込み
(P25)

ごみ分別表
(P26~41)

家庭ごみ用指定袋(粗大ごみ処理券)
販売店一覧表(P42)

ごみ収集運搬許可
業者一覧表(P43)

有

料

ごみを出す時間は 朝7時から8時までです。

必ず、地区で決められた時間内に出すようにしてください。
町民の皆さまのご協力をお願いいたします。

ごみと資源物の出し方のルールを守りましょう

- お住まいの町内の決められたごみステーションを利用しましょう。
他の町内が管理するごみステーションには出さないでください。
- ごみと資源物を出す日と時間を守りましょう。
収集日の午前8時までに出してください。
決められた日以外には、出さないでください。
- ごみステーションは清潔に使いましょう。
指定袋に入っていない「生ごみ」「燃やすごみ」「燃やさないごみ」、
正しく分別されていないものは収集しません。
分別のルールを守ってください。
散乱防止のため、袋の口はしっかり結んでください。
- ごみ収納枠の管理に気をつけましょう。
強風などによって、ごみ収納枠が飛ばされないようにしてください。
- 収集されなかったごみは、出した人が持ち帰りましょう。
自分の出したごみが、収集されずにステッカーが貼られていたら、
ごみステーションから引きあげて、収集されない理由を確認して正しく
出し直してください。
- ごみの取り残しを防ぎましょう。
ごみと資源物を2種類以上出す場合は、ごみステーション内で区分して
置いてください。

「不法投棄」は厳重に罰せられます!

不法投棄をした場合、**違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの両罰が科せられます。**(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

不法投棄は美観を損ねるだけでなく、川や地下水などの環境汚染を引き起こします。

モラルを守り、子や孫の世代により良い環境を引き継ぎましょう!

「ごみと資源物の分け方と出し方」について不明な点がありましたら、
下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは

出雲崎町 町民課 ☎78-2294(直通)

一度に多量に出るごみは、個人で鳥越クリーンセンターへ搬入してください。
鳥越クリーンセンター (長岡市鳥越甲2818 ☎0258-47-1100)